

## 役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人染葉会定款第9条及び第24条の規定により役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員・理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年2月23日より適用する。

この規程は、平成20年3月15日より一部改正する。

この規程は、平成29年4月1日より一部改正する。

役員費用弁償規程 別表 1

業務名	役職名	半 日	1 日	交通費等
役員会報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事長</li> <li>・ 理 事</li> <li>・ 監 事</li> <li>・ 評議員</li> <li>・ 外部委員</li> </ul> (評議員選任・解任委員会)	5,000 円	10,000 円	磐田市外の役員は公共交通機関の実費支給
勤務報酬				
出張旅費				